

障害者の雇用状況に関する報告書

非正規雇用労働者待遇改善支援事業に係る入札に参加するに当たり、平成28年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省千葉労働局総務部長 殿

| A 事業主 | (ふりがな) 氏名 (法人にあつては 名称及び代表者 の氏名) | () 記名押印又は署名 | 住所 | 〒 (Tel - -) | |
|----------------------------|---|--------------------------|-------------------|---------------------|--|
| B 雇 用 の 状 況 | 1 | 常用雇用労働者の総数 | | 人 | |
| | 2 | 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 | | 人 | |
| | 3 | 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 | | | |
| | | イ | 重度身体障害者の数 | 人 | |
| | | ロ | 重度身体障害者以外の身体障害者の数 | 人 | |
| | | ハ | 身体障害者の数(イ×2+ロ) | 人 | |
| | | ニ | 重度知的障害者の数 | 人 | |
| | | ホ | 重度知的障害者以外の知的障害者の数 | 人 | |
| | | ヘ | 知的障害者の数(ニ×2+ホ) | 人 | |
| | | ト | 精神障害者の数 | 人 | |
| | 4 | 重度身体障害者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| | 5 | 重度知的障害者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| | 6 | 精神障害者である短時間労働者の数 | | | |
| | | チ | 精神障害者である短時間労働者の数 | 人 | |
| | | リ | チ×0.5 | 人 | |
| 7 | 計 3の(ハ+ヘ+ト)+4+5+6のリ | | 人 | | |
| | 実雇用率(7/2×100) | | % | | |

法令の遵守に関する申出書

非正規雇用労働者待遇改善支援事業に係る入札に参加するに当たり、各種法令（下記1から3に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目1から4について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

- 1 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第141号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。以下「関係会社」という。）が、労働力需給調整に係る法令等の重大な違反（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号）に該当しないこと。また、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に関係会社が、職業安定法（昭和22年法律第141号）及び労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 3 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反行為があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 過去3年間に於いて、均等行政関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法）に違反していないこと。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省千葉労働局総務部長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者

印
印

該当項目 (1から4を記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

